



つなぐをつくる、つなぐをささえる。

AsahiNet

開催日時 2026年6月23日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京国際フォーラム
ホールD5

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

株式会社 朝日ネット

証券コード：3834

第36回 定時株主総会 招集ご通知

企業理念

交流と創造

コーポレートメッセージ

つなぐをつくる、つなぐをささえる。

私たちの使命は、情報技術を活用し、人と人との交流の価値を高めること。

そして社会の発展に貢献することです。

これからもお客様に必要とされ、信頼されるコミュニケーションを創造し、
新たな価値を提供し続けてまいります。

新しいコミュニケーションの形をつくり続けること、
そしてそれをしっかりとささえ続けること。

私たちはどちらも大切だと考えています。

目次

第36回定時株主総会招集ご通知	— 5
株主総会参考書類	— 9
事業報告	— 18
計算書類	— 39
監査報告	— 48
[ご参考] 来期の計画	— 52

株主の皆様へ

共通の善を追い求めて

平素は格別のご支援、お引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来36年連続の黒字を達成し、収益性の高い安定した経営を行っております。

ISP「ASAHIネット」では光コラボレーションモデルを活用した「AsahiNet 光」の拡販や法人向けソリューションサービスの拡充を図っており、インターネット接続契約数は順調に増加しております。

VNE「v6 コネクト」については電気通信事業者との協業関係を深め、取り扱い通信量が増加しており、業績への貢献が進んでまいりました。

教育支援サービス「manaba」は大学の多様な学びを支えるサービスとして文部科学省が大学に求める「教育の質保証」を実現するためのサービス拡充を進めております。

引き続き「ASAHIネット」「v6 コネクト」「manaba」を主たる事業領域と定め、それぞれポイントを絞った収益拡大策を推進してまいります。

当社はインフラ事業の担い手として企業が社会的な存在であることを自覚し、常に社会にとっての善とは何かを考えながら今後も持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

株式会社朝日ネット
代表取締役 社長執行役員

小松 大



▶ 朝日ネット ハイライト

1. 2026年3月期 業績

売上高

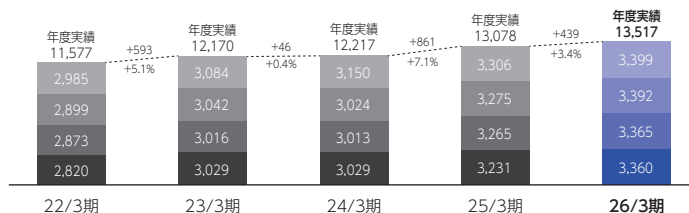
- 売上高は13,517百万円。前期比3.4%の増収
- 2013年3月期から14年連続で過去最高の売上高を更新
- ISP事業はFTTH接続サービス数、VNE事業は取り扱い通信量の増加により増収

営業利益

- 営業利益は1,791百万円。前期比23.6%の減益
- 売上原価は原材料費の高騰や賃金上昇の影響等により全般的に増加、基幹システム更改の一部をリリースしたことにより、減価償却費および基幹システム更改の維持開発等に関する業務委託費が増加
- 販売費及び一般管理費はISP「ASAHIネット」の会員獲得を目的とした、NTTチャネルおよびWebチャネルでのプロモーション活動を強化したことにより増加

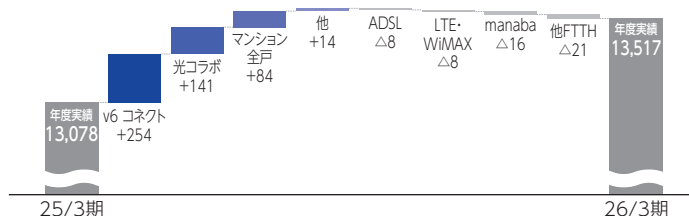
売上高の推移

(単位：百万円) ■ 1Q ■ 2Q ■ 3Q ■ 4Q



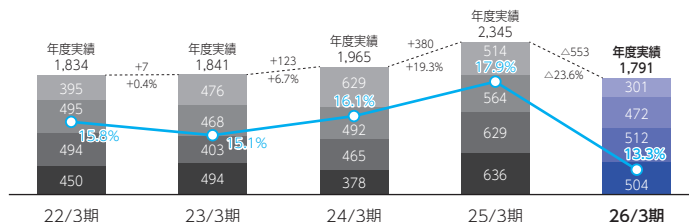
売上高 前期比差異

(単位：百万円)



営業利益の推移

(単位：百万円) ■ 1Q ■ 2Q ■ 3Q ■ 4Q ○ 営業利益率



2. 事業の状況

ISP「ASAHIネット」

- FTTH接続サービスの契約数は前期比16千ID増の514千ID。フレッツ光クロス、マンション全戸、大口法人の契約数が増加
- モバイル接続サービスの契約数は前期比2千ID減の46千ID。
- 退会率は引き続き低い水準を維持

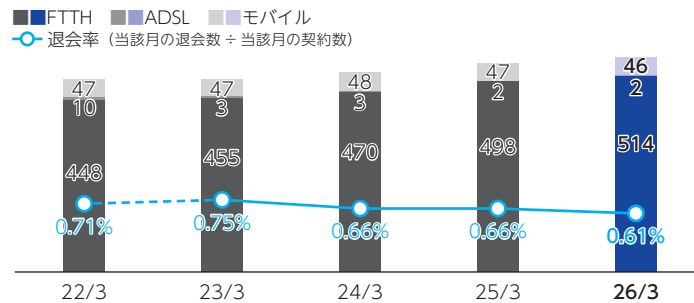
VNE「v6 コネクト」

- 「v6 コネクト」の売上高は前期比11.8%増の2,415百万円。提携事業者との取り扱い通信量が売上を牽引
- 提携事業者数は累計10社。2026年3月期の増減なし

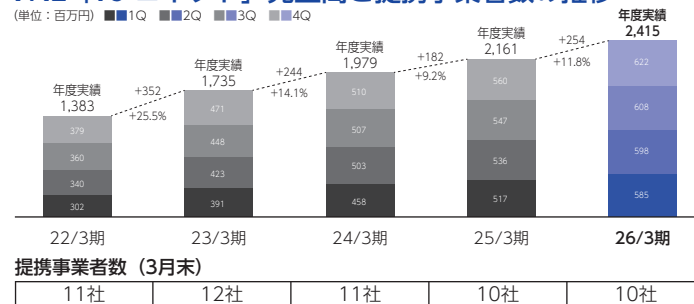
教育支援サービス「manaba」

- 「manaba」の契約ID数は前期末比7千ID減の761千ID
- 全学導入校数は86大学
- 教育の質保証や大学IRを実現するための約50の新機能をリリース、今後も開発を進め、サービス競争力のさらなる強化に努める

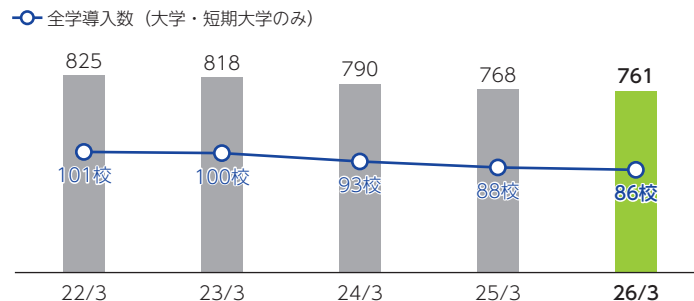
ISP「ASAHIネット」インターネット接続契約数の推移 (単位: 千ID)



VNE「v6 コネクト」売上高と提携事業者数の推移



教育支援サービス「manaba」契約ID数の状況 (単位: 千ID)



第36回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://asahi-net.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家情報」より「株主・株式情報」「株主総会」を順にご選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「朝日ネット」または「コード」に当社証券コード「3834」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

株主の皆様におかれましては、書面（郵送）または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使いただくこともできますので、是非とも事前の議決権行使にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月22日（月）午後6時までに到着するようにご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

後記の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧のうえ、2026年6月22日（月）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月23日 (火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5 (末尾の株主総会 会場ご案内図をご参照ください。)
3 会議の目的事項	報告事項 第36期 (2025年4月1日から 2026年3月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 書面 (郵送) または電磁的方法 (インターネット) により議決権を行使いただくこともできますので、是非とも事前の議決権行使にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。
- 書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

当社ウェブサイト (<https://asahi-net.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

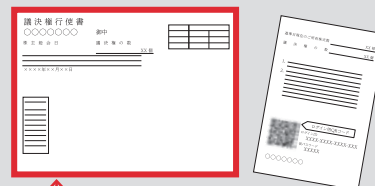
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会に当日ご出席いただけない方



書面による議決権行使

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください。）



こちらを切り取って
ご返送ください。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後6時到着分まで

行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。郵送の場合は、お早めにご投函ください。



インターネットによる議決権行使

議決権行使書用紙をご用意いただき、次ページの「インターネットによる議決権行使について」をご参照のうえ、ご行使ください。

行使期限 2026年6月22日（月曜日）午後6時入力完了分まで

株主総会に当日ご出席いただける方



議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。

ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

行使期限 2026年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットによる議決権行使について

QRコードを読み取る方法

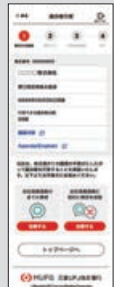
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
 「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

- ※ 午前2時30分から午前4時30分までは、議決権行使ウェブサイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
- ※ 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱っていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使でパソコン、スマートフォンまたは携帯電話の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社
 証券代行部（ヘルプデスク） **0120-173-027**（通話料無料） **受付時間 9：00～21：00**

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第36期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき12.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は323,887,475円となります。

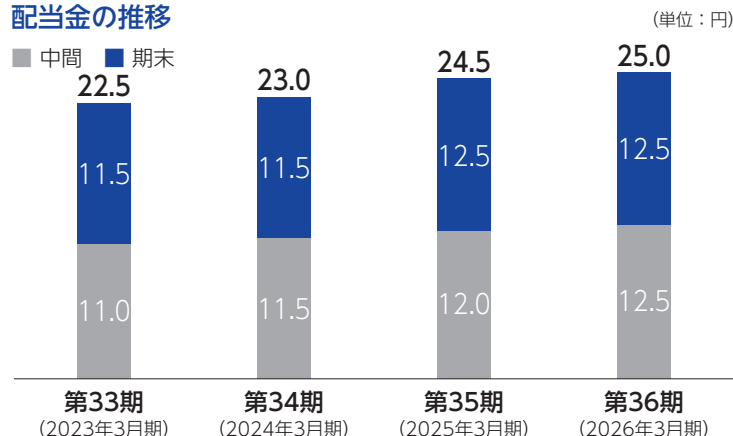
(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、普通株式1株につき25円00銭となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日といたしたいと存じます。

<ご参考>

配当金の推移



株主還元方針

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体質の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針とし、配当性向は40%から50%程度を適切な水準と考え、累進配当を継続して実施することで、株主の皆様への積極的な利益還元に取り組む方針であります。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	候補者氏名		現在の当社における地位	取締役会出席状況	在任年数
1	こまつ まさる 小松 大	再任	代表取締役 社長執行役員	18回／18回	2年
2	みぞ かみ さとし 溝上 聡司	再任	取締役 上席執行役員	18回／18回	20年
3	いの うえ ふくぞう 井上 福造	再任 社外 独立	社外取締役	14回／14回	1年
4	や お のりこ 八尾 紀子	再任 社外 独立	社外取締役	18回／18回	7年



1 小松 大

再任

(1978年1月6日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2009年2月 当社入社
2016年6月 当社執行役員
2022年6月 当社上席執行役員

2024年6月 当社取締役 上席執行役員
2026年4月 当社代表取締役・社長執行役員（現任）

選任理由

小松大氏は、2009年に当社へ入社後、manaba営業部、ISP営業部、社長室等を担当し、当社事業における豊富な経験と知識を有しております。また、2024年6月から当社取締役として企業経営に従事し、2026年4月からは代表取締役社長に就任しております。職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (18/18)

所有する当社の株式数

65,200 株



2 溝上 聡司

再任

(1964年12月22日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年7月 当社入社
2006年4月 当社営業本部長
2006年6月 当社取締役
2016年6月 当社取締役執行役員
2022年6月 当社取締役 上席執行役員（現任）
(経営管理部、人材開発室担当)

選任理由

溝上聡司氏は、長年にわたり当社の経営に携わり、当社の業務・経営全般を熟知しております。また2006年6月から20年間当社取締役として企業経営に従事し、職務を適切に遂行していることから、引き続き取締役候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (18/18)

所有する当社の株式数

116,000 株



3 井上 福造

いのうえ ふくぞう

再任

社外

独立

(1955年7月6日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	日本電信電話公社(現 NTT株式会社) 入社	2016年 6月	同社代表取締役副社長ビジネス開発本部長
2009年 6月	東日本電信電話株式会社(現 NTT東日本株式会社)取締役コンシューマ事業推進本部ブロードバンドサービス部長	2018年 6月	同社代表取締役社長
2012年 6月	同社取締役経営企画部長	2021年 6月	同社代表取締役社長社長執行役員
2014年 6月	同社常務取締役ビジネス開発本部長	2022年 6月	同社相談役(現任)
2015年 6月	同社代表取締役常務取締役ビジネス開発本部長	2025年 3月	トレンドマイクロ株式会社社外取締役(現任)
		2025年 6月	当社社外取締役(現任)

取締役会への出席状況

100% (14/14)



所有する当社の株式数

一株

選任理由及び期待する役割

井上福造氏は、経営者としての豊富な経験を生かし、その経歴を通じて培われた幅広い見識を有しております。当社の論理にとらわれず、通信業界を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。



4 八尾 紀子

やお のりこ

再任

社外

独立

(1967年8月27日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年 4月	最高裁判所司法研修所入所	2014年10月	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構社外監査役
1995年 4月	弁護士登録	2015年11月	株式会社明光ネットワークジャパン社外取締役
2001年 9月	ポール・ヘイスティングス・ジャノフスキー&ウォルカー法律事務所入所	2016年 6月	株式会社サトー社外監査役(現任)
2002年10月	米国ニューヨーク州弁護士資格取得	2019年 6月	当社社外取締役(現任)
2002年10月	太陽法律事務所(現ポールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業)入所	2021年 6月	日揮ホールディングス株式会社社外取締役(現任)
2008年 1月	TMI総合法律事務所パートナー(現任)	2023年 6月	株式会社あらた社外取締役(現任)

取締役会への出席状況

100% (18/18)




所有する当社の株式数

一株

選任理由及び期待する役割

八尾紀子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての経験・見識が豊富であり、当社の論理にとらわれず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で独立性をもった経営の監視を期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。

- 
- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上福造氏、八尾紀子氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は井上福造氏、八尾紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
 4. 当社は、井上福造氏、八尾紀子氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款第31条第2項に定めた法令が規定する最低責任限度額となります。
 5. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

番号	候補者氏名	現在の当社における地位	取締役会出席状況	在任年数
1	ほん だ とおる 本田 徹	再任 取締役 (常勤監査等委員)	18回／18回	2年
2	ひ ぐち かず ま 樋口 一磨	再任 社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	18回／18回	7年



1 ほんだ とおる 本田 徹

再任

(1968年7月10日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年6月 当社入社
2019年6月 内部監査室 室長
2024年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

選任理由及び期待する役割

本田徹氏は、2002年に当社へ入社後、システム部、営業部、ネットワーク部、内部監査室室長を歴任し、当社事業における豊富な経験と知識を有しております。当社取締役の職務の執行に対する適切な指導及び監査を期待し、監査等委員である取締役の候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (18/18)

所有する当社の株式数

28,600 株



2 ひぐち かずま 樋口 一磨

再任

社外

独立

(1976年12月9日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 最高裁判所司法研修所入所	2011年6月 樋口一磨国際法律事務所（現弁護士法人樋口国際法律事務所）代表弁護士（現任）
2003年10月 弁護士登録 大原法律事務所入所	2019年6月 当社社外監査役
2007年8月 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, ITD入所	2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2007年10月 米国ニューヨーク州弁護士登録	2023年6月 株式会社ワンテーブル 社外監査役（現任）
2008年10月 大原法律事務所復帰	

選任理由及び期待する役割

樋口一磨氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、樋口一磨国際法律事務所（現弁護士法人樋口国際法律事務所）代表弁護士として企業経営に関与し、また、弁護士としての専門的かつ豊富な知識及び経験を有しております。また、2019年6月から3年間当社の社外監査役として、2022年6月から4年間当社の社外取締役（監査等委員）として、その専門的な見識を活かして、当社の経営に適切な意見を述べており、引き続き、当社取締役の職務の執行に対する適切な指導及び監査を期待し、監査等委員である取締役の候補者としております。

取締役会への出席状況

100% (18/18)

所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 樋口一磨氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は、社外取締役の独立性を確保するため、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に従い独立社外取締役を選任しております。樋口一磨氏は、同基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。
 - 当社は、樋口一磨氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、当社定款第31条第2項に定めた法令が規定する最低責任限度額となります。
 - 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。また、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

<ご参考> 本株主総会後の取締役の構成

取締役のスキルについての考え方

1. 当社の取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督します。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業展開、統治構造等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要です。また、必要とされるスキルは、事業環境の変化に伴い変化します。
2. 当社において重要な業務執行の決定や監督を適切に行うためには、まずは、ビジネスを深く理解していること、すなわち、電気通信事業に精通していること（「業界経験」）が求められます。また、当社の事業の特徴であるストックビジネスに携わる上で一般的に求められるベースとなるスキルとして「財務会計」、「法務」が必要となります。さらに、技術革新が目覚ましく、事業変革において通信インフラ構築・運用、通信技術への造詣（「テクノロジー」）が必須とされる昨今、このスキルの重要性はますます高まっています。また、これまでに経験をしたことがない環境において競合他社や世の中の動向を見極め、最適な判断や意思決定が必要な昨今、高い視点と広い視野に基づく多様な「企業経営」に係る知見は非常に重要です。
3. マトリクスは各人が有するすべての経験またはスキルを表すものではなく、各人の経験・知見等を踏まえて特に専門性を発揮することを会社として期待するもの最大3つに○印をつけております。

氏名	当社における地位	当社が特に期待する分野（最大3つ）				
		企業経営	法務	財務会計	テクノロジー	業界経験
小松 大	代表取締役 社長執行役員	○			○	○
溝上 聡司	取締役 上席執行役員	○		○		○
井上 福造	社外取締役	○			○	○
八尾 紀子	社外取締役		○	○		
本田 徹	取締役（常勤監査等委員）		○		○	○
樋口 一磨	社外取締役（監査等委員）		○	○		
宮石 知子	社外取締役（監査等委員）	○		○		

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）におけるわが国の経済状況は、雇用・所得環境の改善による実質賃金の上昇期待や、インバウンド需要の拡大を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、不安定な地政学リスクの長期化に伴うエネルギー価格の高騰や、円安基調の継続による原材料コストの増大、さらには人財確保に向けた賃金改定の動きなど、企業経営におけるコスト負担は依然として高い水準にあります。

当社が事業を展開する通信業界においては、高精細動画コンテンツの普及、AI活用によるデータ通信量の爆発的増加を背景に、より低遅延かつ大容量な「通信の質」を求めるニーズが加速しました。教育業界においては、文部科学省が進める「教育DX」が社会実装フェーズに入り、ラーニングアナリティクス（学習分析）を通じた教育の質保証が不可欠な課題となりました。このような環境下、当社は新経営体制のもと、さらなる中長期的な成長を見据えて、社会インフラとしての安定した通信環境の提供とお客様に満足いただけるサービス提供を維持し続けるための行動に努めております。

▶ 業界の動向

ISP（インターネット・サービス・プロバイダ）業界においては、2025年9月末のFTTH（光ファイバー）の利用者数は前年同期比41万契約増（1.0%増）の4,135万契約となり増加しております。また、FTTH契約数のうちNTT東西の卸電気通信役務（サービス卸）を利用して提供される契約数は1,730万契約となっており、FTTH全体契約数に占める割合は前年同期比0.3%ポイント減の41.8%となりました。

MVNOサービスの利用者は、前年同期比669万契約増（19.7%増）の4,066万契約となりました。そのうち高速モバイル通信やIoT（Internet of Things）およびM2M（Machine to Machine）に利用されるSIMカード型の契約者数は前年同期比106万契約増（6.3%増）の1,794万契約となりました。eSIM（イー・シム）を含む通信モジュールの契約者数は前年同期比200万契約増（19.3%増）の1,235万契約となりました。なお、総務省から開示されたMVNOサービスの契約数は集計基準の変

更により一部非連続となっております。

1 契約あたりのダウンロードトラフィックは、総務省が2026年2月に公開した2025年11月分の集計結果では、固定系ブロードバンド契約者1 契約あたりのダウンロードトラフィックが前年同月比109.6kbps増（13.2%増）の938.3kbps、1 カ月あたりのダウンロードトラフィックは約294.1GBとなりました。インターネットトラフィックのピーク時間帯が19時から21時に集中する傾向に変化はありません。ピークトラフィック（ダウンロード）については、前年同月比で平日は14.6%増、休日は11.5%増となり、オンラインゲームや動画配信サービスなどがトラフィックの伸びを牽引していると捉えております。

トラフィック増加に起因する通信速度および通信品質の低下はISP業界に留まらず通信業界全体での課題となっています。デジタル社会の基盤となる通信インフラの重要性が高まっており、安定したインターネット通信環境が求められています。

▶ インターネット接続サービスの状況

ASAHIネット

2026年3月期のインターネット接続サービスの売上高は前年同期比462百万円増（3.9%増）の12,202百万円となりました。

ISP「ASAHIネット」においては、FTTH接続サービスの2026年3月末の契約数は前年同期末比16千ID増（3.2%増）の514千IDとなりました。FTTH接続サービスにおいてはNTT東西が提供する最大通信速度が概ね10Gbpsの光アクセスサービス「フレッツ 光クロス」の提供エリア拡大に伴い契約数は増加しました。加えて、NTT東西と協業して販売する「マンション全戸加入プラン」もマンション入居時よりインターネットが完備されている物件需要の増加を背景に契約数が伸長しました。一方で、法人顧客の退会数が2026年3月末まで一時的に増加し、契約数の増加を押し下げました。

モバイル接続サービスの2026年3月末の契約数は、前年同期末比2千ID減（3.6%減）の46千IDとなりました。モバイル接続サービスはSIMカード型で従量制のLTEと、モバイルWi-Fiルータ型で定額制のWiMAXの2つの接続サービスを提供しております。LTE接続サービスは、固定IPアドレスオプションと組み合わせることで遠隔に設置している機器にインターネット経由でアクセスするIoT/M2Mの需要が継続的にあり、主に法人向けの契約数が増加しております。

ADSL接続サービスの2026年3月末の契約数は前年同期末比1千ID減（31.9%減）の2千IDとなりました。なお、ADSL接続サービスは、回線提供元のサービス終了に伴い、2026年1月31日をもってサービスの提供を終了いたしました。

以上の結果、2026年3月期の「ASAHIネット」の売上高は前年同期比208百万円増（2.2%増）の9,786百万円となりました。

第三者機関の調査により、利用者満足度の高いインターネット通信サービスを選出する「RBB

TODAY ブロードバンドアワード2025]において、「プロバイダ部門（総合）」の部で12年連続の最優秀を受賞しました。また、「RBB TODAY ブロードバンドアワード2025法人版」において、大企業部門の「継続意向の部」で最優秀賞、その他複数部門にて優秀賞を受賞しました。当社の安定した通信品質とサポート体制が、幅広くビジネスユーザーの皆様に評価された結果であると考えております。

当社は、サービス品質を維持する一方で、多様化するお客様のニーズへの対応にも積極的に取り組んでおり、その一環として、NTT東日本が2026年3月より提供を開始した国内最速スペックとなる上り下り最大概ね25Gbpsの高速通信サービス「フレッツ 光25G」への対応を開始いたしました。今後も技術力の向上とサービス品質の追求に努めてまいります。

v6 コネクト

VNE「v6 コネクト」の2026年3月末の提携事業者数は10社となりました。2026年3月期の「v6 コネクト」の売上高は前年同期比254百万円増（11.8%増）の2,415百万円となりました。「v6 コネクト」はVNO事業者（電気通信事業者）に対してNTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続を卸提供するサービスです。当社は、主として基本料およびVNO事業者が利用したトラフィックに応じた従量課金額を売上として計上します。売上高の増収要因は主に2点から構成されます。1点目は提携事業者が取り扱うフレッツ光の回線数増加です。2点目は1回線あたりのトラフィック増加です。2026年3月期は引き続き、1回線あたりのトラフィック増加が売上高を牽引しており、特に第4四半期は、インターネット独占配信によるスポーツ中継の影響もあり、トラフィックが増加しました。

▶ 教育支援サービスの状況

教育支援サービス「manaba（マナバ）」の2026年3月末の契約ID数は前年同期末比7千ID減（0.9%減）の761千IDとなりました。全学導入校数は前年同期末比2校減（2.3%減）の86大学となりました。2026年3月期の「manaba」の売上高は前年同期比16百万円減（2.9%減）の560百万円となりました。

大学を取り巻く環境は、文部科学省が進める教育のDX化が後押しされたことにより、LMSやポートフォリオは新たな価値を求められております。教育支援サービス「manaba」は教育の質保証や大学IRを実現するために必要なサービスの提供が必要と考えており、2025年3月期から2年間で重点期間とした大規模開発を継続しており、その第3弾となる機能を第4四半期末にリリースいたしました。今後も計画通り開発を推し進め、サービスの競争力強化に努めてまいります。

▶ 収益の状況

売上高、営業利益は、2026年2月に下方修正した業績予想の売上高13,400百万円に対する達成率は100.9%、営業利益1,725百万円に対する達成率は103.9%となりました。VNE「v6 コネクト」は、提携事業者との取り扱い通信量が増加したことにより増収となりました。ISP「ASAHIネット」は、NTTチャンネルやWebチャンネルで会員獲得を強化したことによりFTTH接続サービスの契約数が増加し増収となりました。

売上原価は、FTTH接続サービスの契約数増加により回線仕入等が増加しました。また、前事業年度から取り組みを進めている基幹システム更改の一部をリリースしたことにより、減価償却費および基幹システム更改の維持開発等に関する業務委託費が増加しております。加えて、原材料費の高騰や賃金上昇の影響等により売上原価が増加しました。

販売費及び一般管理費は、ISP「ASAHIネット」の会員獲得を目的とした、NTTチャンネルおよびWebチャンネルでのプロモーション活動を強化したことにより増加しました。

以上の結果、2026年3月期の売上高は13,517百万円（前期比439百万円増、3.4%増）、営業利益は1,791百万円（同553百万円減、23.6%減）、経常利益は1,821百万円（同543百万円減、23.0%減）、当期純利益は1,293百万円（同459百万円減、26.2%減）となりました。

▶ 2026年3月期 決算ハイライト

(単位：百万円)

	25/3期実績	26/3期実績	増減額	増減率
売上高	13,078	13,517	439	3.4 % 
営業利益	2,345	1,791	△553	△23.6 % 
経常利益	2,364	1,821	△543	△23.0 % 
当期純利益	1,752	1,293	△459	△26.2 % 

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は2,941百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

ネットワーク及びサーバー機器	877百万円
基幹業務及び教育支援システム	2,284百万円

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設・拡充

基幹業務システム	684百万円
----------	--------

③ 資金調達の状況

当事業年度における設備投資等は、すべて自己資金で賅っております。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第33期	第34期	第35期	第36期 (当期)
	(2022年 4月 1日から 2023年 3月31日まで)	(2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	(2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	(2025年 4月 1日から 2026年 3月31日まで)
売上高(百万円)	12,170	12,217	13,078	13,517
経常利益(百万円)	1,846	1,986	2,364	1,821
当期純利益(百万円)	1,285	1,289	1,752	1,293
1株当たり当期純利益(円)	45.92	46.46	64.99	49.65
総資産(百万円)	13,660	14,279	14,787	14,515
純資産(百万円)	11,961	12,506	13,091	13,108
1株当たり純資産額(円)	427.08	450.96	487.63	505.90

(3) 対処すべき課題

① お客様に満足いただける品質のサービス維持と通信コストの抑制

インターネットにおけるトラフィックは、総務省が2026年2月に公開した集計結果によると固定系ブロードバンド契約者1契約当たりのダウンロードトラフィックは前期比109.6kbps増（13.2%増）の938.3kbps、1ヵ月当たり294.1GBとなり増加傾向にあります。

当社はNTT東西のフレッツ網（NGN）と直接接続し、シンプルにインターネット接続ができるネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「ASAHIネット」会員向けに提供することにより、トラフィックが増加する中でも高い品質を維持し続けております。第三者機関による顧客満足度評価においては12年連続第1位の評価をいただいております。売上に対する通信原価においては売上原価率を維持することができております。

今後もお客様に対して満足いただけるサービスの提供と利益の増大を図ってまいります。

② ISP「ASAHIネット」会員の獲得

「ASAHIネット」会員数を増加させるためには、当社を利用する新規会員の増加を図ることが課題です。

FTTH接続サービスにおいては、新規回線敷設または他ISPから当社への乗換を希望する会員に対して効率的な販促施策を行ってまいります。引き続き当社への入会チャネルの強化や法人向け施策など顧客満足度の高い「ASAHIネット」の認知度を向上させることで会員数の増加を目指します。特に、NTT東西の光コラボレーションモデルを活用したサービスとしてアクセス回線とISPサービスをセットにした「AsahiNet 光」や「ASAHIネット ドコモ光」、NTT東西と協力して提供している「ASAHIネット マンション全戸加入プラン」においては、より一層の品質向上が実現できるサービスとして注力をして施策を行います。

モバイル接続サービスにおいては、コンピュータなどの情報・通信機器だけではなく、世の中に存在する様々なモノに通信機能をもたせるIoTやM2Mの市場規模が引き続き増加しており、当社ではこれらの需要に対して先進的なサービスを提供し、お客様の利便性をさらに高めていくことが重要だと考えております。また、在宅勤務等のテレワーク拡大など今後も需要が増加すると考えております。

当社の収益構造は会員からのインターネット接続料収入を基礎としているため会員獲得の増加が収益基盤の向上につながります。

③ 「v6 コネクト」の拡販

当社はNTT東西のフレッツ網（NGN）と直接接続し、シンプルにインターネット接続が出来るネイティブ方式でのIPv6接続サービスを「v6 コネクト」として他電気通信事業者へローミング提供をしております。

2026年3月末の累計提携事業者数は10社、売上高は2,415百万円となりました。「v6 コネクト」を利用する顧客は集合住宅向け事業者やISP事業者などの電気通信事業者を想定しており、今後は新たな事業領域を開拓する取り組みを進めております。通信トラフィックが継続的に増加する状況下において、電気通信事業者は自社事業を継続するためのサービス品質維持と必要な費用の均衡を保ちたいという需要や、IPv6接続サービスを活用して自社サービスや顧客サポートを作り上げることでビジネス領域や規模の拡大を目指したいという需要に対して「v6 コネクト」の付加価値を高めたサービス開発を行ってまいります。

「v6 コネクト」の売上高は、主として基本料金及び従量料金をそれぞれ算定してサービス利用料を定めております。このうち従量料金は利用帯域において「95%タイル値」（※）として測定された最大通信量と基準通信量とを比較衡量して算定されます。最大通信量の測定及び最大通信量に基づいた従量料金の算定には複雑性が伴うため、「v6 コネクト」のサービス利用料が正しく行われず請求機会の逸失や遅れが発生する場合があります。

（※）「95%タイル値」とは、月初から月末までの通信量を当社が定めた一定時間間隔で分割して測定し、分割した各通信量を昇順で並べ替え上位から95%に位置する一意の値を算定するものです。

④ 教育支援サービス「manaba」の拡販

主に大学などの教育機関に提供している教育支援サービス「manaba」につきましては、今後も教育現場のニーズを取り込み、教育の質を高めるイノベーションに貢献するためのサービス開発を進めてまいります。

大学の授業が対面とオンラインのハイブリッド型に変化したことに加え、文部科学省が進める教育のDX化が後押しされたこともあり、教育現場は学習環境や教材が紙媒体から電子データへ移行するデジタイゼーションが浸透しております。このような背景を踏まえ、「manaba」と外部サービスとの間でのデータ連携の要望が増えており将来を見据えたサービス開発が求められております。具体的には教育業界の標準規格であるLTI（Learning Tools Interoperability）に対応するためのサービス開発を進め、類似性チェックツールの「Turnitin」やWeb会議の「Zoom」等との連携による事例を増やすことで拡販に努めます。

⑤ ブランドの構築と顧客満足度の維持、向上

2026年3月期のISP「ASAHIネット」の平均退会率は0.61%となりました。退会率は同業他社と比較し、低い水準を維持し続けております。今後も退会を抑止し、更に競合各社からの乗り換えを促進していくことが重要であると認識しております。そのためには、質の高い会員サービスと安定した接続環境を提供していくことによって、信頼できるブランドを構築し、顧客満足度の維持・向上に努めることを重要な課題としております。

⑥ 情報セキュリティへの取り組み

当社は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO/IEC 27001:2022を取得しております。ISMS関連規則等を遵守し、当社が保有する個人情報及び情報資産を適切に管理・運用すると共に、社内での継続的な取り組みを推進してまいります。また、一般社団法人日本情報経済社会推進協会より、個人情報の適切な取り扱いを行う事業者が付与されるプライバシーマークを取得しているほか、インターネット接続サービス安全・安心マーク推進協議会が発行する「安全・安心マーク」使用許諾を得ております。今後も継続的に情報セキュリティや個人情報保護の認識を徹底させる教育を行い、適切な情報管理を行う管理体制を維持・強化していきます。

(4) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

インターネット接続サービス及び関連サービスの提供

(5) 主要な営業所 (2026年3月31日現在)

本社 東京都中央区

(6) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	6名増	40.4歳	9.8年

(注) 上記には、臨時社員（パートタイマー）4名（8時間換算）は含まれておりません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 119,340,000株
- ② 発行済株式の総数 32,000,000株
- ③ 株主数 41,546名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,578,000株	9.95%
株式会社朝日新聞社	2,217,000	8.56
光通信K K投資事業有限責任組合	2,006,300	7.74
株式会社 I W A S A K I	1,690,000	6.52
杉山 裕一	959,999	3.70
岩崎 慎一	956,000	3.69
梅村 守	947,000	3.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	713,800	2.75
株式会社シマドコーポレーション	500,000	1.93
朝日ネット従業員持株会	421,700	1.63

- (注) 1. 当社は自己株式6,089,002株を所有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年6月27日開催の第28回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。監査等委員会設置会社への移行に伴い、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、これと同内容で、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度が決議されております。これを受け、2025年6月25日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月23日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名に対し自己株式36,000株の処分を行っております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	土方次郎	社長執行役員
取締役	溝上聡司	上席執行役員 (サービス企画室、経営管理部、人材開発室担当)
取締役	小松大	上席執行役員 (社長室、manaba営業部担当)
取締役	井上福造	NTT東日本株式会社 相談役 トレンドマイクロ株式会社 社外取締役
取締役	八尾紀子	TMI総合法律事務所 パートナー 株式会社サトー 社外監査役 日揮ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社あらた 社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	本田徹	
取締役 (監査等委員)	樋口一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所 代表弁護士 株式会社ワンテーブル 社外監査役
取締役 (監査等委員)	宮石知子	公認会計士宮石知子事務所 代表公認会計士

- (注) 1. 取締役井上福造氏、八尾紀子氏、樋口一磨氏及び宮石知子氏はいずれも社外取締役 (独立役員) であります。
2. 樋口一磨氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 宮石知子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
5. 2025年6月30日をもって、古賀哲夫氏は社外取締役 (監査等委員) を辞任いたしました。
6. 土方次郎氏は2026年3月31日をもって代表取締役を退任し、同年4月1日付で取締役に就任いたしました。それに伴い、取締役の小松大氏が同年4月1日付で代表取締役に就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役4名と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

上記責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとします。

また、2025年6月30日をもって社外取締役を辞任いたしました古賀哲夫氏との間で同様の契約を締結しておりました。

③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象としないこととしております。

また、2025年6月30日をもって社外取締役を辞任いたしました古賀哲夫氏との間で同様の契約を締結しておりました。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	147 (10)	123 (10)	24 -	5 (2)
取締役(監査等委員である取締役) (うち社外取締役)	28 (14)	28 (14)	- -	4 (3)
合計 (うち社外役員)	176 (24)	151 (24)	24 -	9 (5)

(注) 取締役の報酬等の額には、2025年6月30日をもって辞任した社外取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の額が含まれております。

ロ. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑥当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

ハ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と決議されております。また、金銭報酬とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権は、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、また、2022年6月28日開催の第32回定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日開催の取締役会において同方針の改定を行っております。

改定後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主の皆様との一層の価値共有を進める報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、付与対象取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとする。

原則として毎年、当社と付与対象取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）との間で譲渡制限付株式割当契約を締結したうえで、役位に応じて決定された数の当社普通株式を交付する。株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、本株式の払込期日から30年までの間で当社の取締役会において予め定めた期間とする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社はストック型ビジネスのため、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の貢献が業績に反映されるのに長期間要することから、業績連動報酬は採用しない。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して取締役会で決定する。

なお、報酬等の種類ごとの比率のおおよその目安は、基本報酬：非金銭報酬等＝8：2とする。

e. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額及び各取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の株式報酬の額を決定する。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断する。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役 社長執行役員土方次郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績評価及び役割等を考慮した上で各取締役の基本報酬の額及び各取締役の株式報酬の額を決定いたします。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
取締役	井上 福造	NTT東日本株式会社 トレンドマイクロ株式会社	相談役 社外取締役	—
取締役	八尾 紀子	TMI総合法律事務所 株式会社サトー 日揮ホールディングス株式会社 株式会社あらた	パートナー 社外監査役 社外取締役 社外取締役	—
取締役 (監査等委員)	古賀 哲夫			—
取締役 (監査等委員)	樋口 一磨	弁護士法人樋口国際法律事務所 株式会社ワンテーブル	代表弁護士 社外監査役	—
取締役 (監査等委員)	宮石 知子	公認会計士宮石知子事務所	代表公認会計士	—

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	井上 福造	2025年6月25日就任以降に開催された取締役会の14回中14回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等について適宜発言を行っております。
取締役	八尾 紀子	当事業年度に開催された取締役会の18回中18回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古賀 哲夫	2025年6月30日に辞任するまでに開催された取締役会5回、監査等委員会3回を療養のため欠席いたしましたが、辞任までに開催された取締役会、監査等委員会の議案の内容については、電磁的方法を用いて説明を行っております。
取締役 (監査等委員)	樋口 一磨	当事業年度に開催された取締役会には、18回中18回出席し、監査等委員会には12回中12回出席し主に弁護士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	宮石 知子	2025年6月25日就任以降に開催された取締役会には、14回中14回出席し、監査等委員会には10回中10回出席し主に公認会計士としての専門的見地から、当社の様々な法的事項について適宜発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 **EY新日本有限責任監査法人**
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査体制、監査実施要領、監査費用の合理性、監査実績等についてそれぞれ必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に規定する解任事由に該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての当社の決定の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役は法令・定款に適合するように社内規程を整備し、取締役及び使用人は法令・定款及び社内規程に準拠した職務の執行をする。

内部監査部門は、取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款及び社内規程に準拠し、適正且つ健全に行われているかを定期的に監査し、代表取締役及び監査等委員会に報告するとともに、改善の必要な事項を指摘し、その改善状況を監視する。

監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役会が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査部門、監査法人と連携・協力してその検証に当たる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理し、内部監査、監査等委員会監査により定期的にその保管状況について監視する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係るリスクに関して、各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、経営会議及び取締役会にてそのリスクの検討と対策を行う。内部監査、監査等委員会監査により定期的にリスク管理の状況を監査し、維持、向上に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役は、職務執行の効率性を考慮し、適宜社内規程を改定する。
内部監査部門及び監査等委員会は、内部監査、監査等委員会監査の過程で業務の効率化が図れるものを発見した場合には取締役に提言する。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を任命し、必要な事項を命令することができる。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、当該職務の遂行においては取締役及び上長の指揮命令を受けないものとする。また、当該使用人の任免及び人事考課については、監査等委員会の同意を必要とする。
- ⑥ 当社の監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の監査等委員でない取締役及び使用人等は、当社の取締役会等の重要会議において、業務の執行状況について監査等委員に報告する。また、監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社の監査等委員でない取締役及び使用人等に対し業務の執行状況について報告を求めることができる。また、当社の監査等委員でない取締役及び使用人等は、法令・定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った場合、遅滞なく監査等委員会に報告する。
当社は、コンプライアンス違反に関する事実についての社内報告体制として「内部通報制度運用規程」を整備・運用しており、内部通報を行ったものに対して、解雇その他のいかなる不利益な取扱いを被らないように保護規定を設けている。
- ⑦ その他監査等委員会監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、当社取締役会その他の重要会議に出席するほか、当社の重要な決裁書類、その他の資料を閲覧する。取締役は、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるように努めるとともに、監査等委員会と内部監査部門及び会計監査人との連携が図れるよう監査等委員会監査の環境整備に必要な措

置をとる。また、監査等委員会は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じ会社の費用で法律・会計等の専門家を活用することができる。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

(イ) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

取締役は、企業倫理の確立に努め、経営陣・社員一人ひとりに至るまでコンプライアンスの重要性を認識し、周知を徹底する。企業の社会的責任の観点からも、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不測の事態が発生した場合には、警察や弁護士など外部専門機関と連携し、適切に対処する。

(ロ) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

総務部を対応部署として、情報の収集・管理に努め、顧問弁護士や所轄の警察署と個別具体的に相談できる関係を構築する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努める。また、有効且つ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(5) 内部統制システムの運用の状況の概要

- ① 内部統制システムの基本方針については、当該方針に従い、適切に運用されています。
- ② 取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ③ 当社の重要事項について意思決定する際には、経営会議及び取締役会において多面的な審議を行い、損失の危険の管理は適切に行われています。
- ④ 取締役の職務執行について、内部監査室による各部門の内部監査や監査等委員会監査を通じて発見した改善点等について取締役に提言するなど適切に運用されています。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保する体制にかかる基本方針の拡充を行い、適切に運用されています。
- ⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人の独立性は、基本方針に従い十分確保されています。
- ⑦ 取締役や社内関係部署から、重要な意思決定や職務の執行状況、職務の執行に関する説明、並びにそれらに関する重要な文書の供覧等を通じて、監査等委員が必要とする情報は提供されており、監査等委員への報告は適切に行われています。また、コンプライアンス違反を通報したことによる保護規定を整備しており、適切に運用されています。
- ⑧ 取締役は、監査等委員が当社の監査をするうえで必要十分な情報アクセスができるよう適切な環境整備をしています。
- ⑨ 所轄の警察署や弁護士など外部専門機関と連携する体制ができています。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムは、会計監査人との連携もなされ、適切に整備、運用されています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

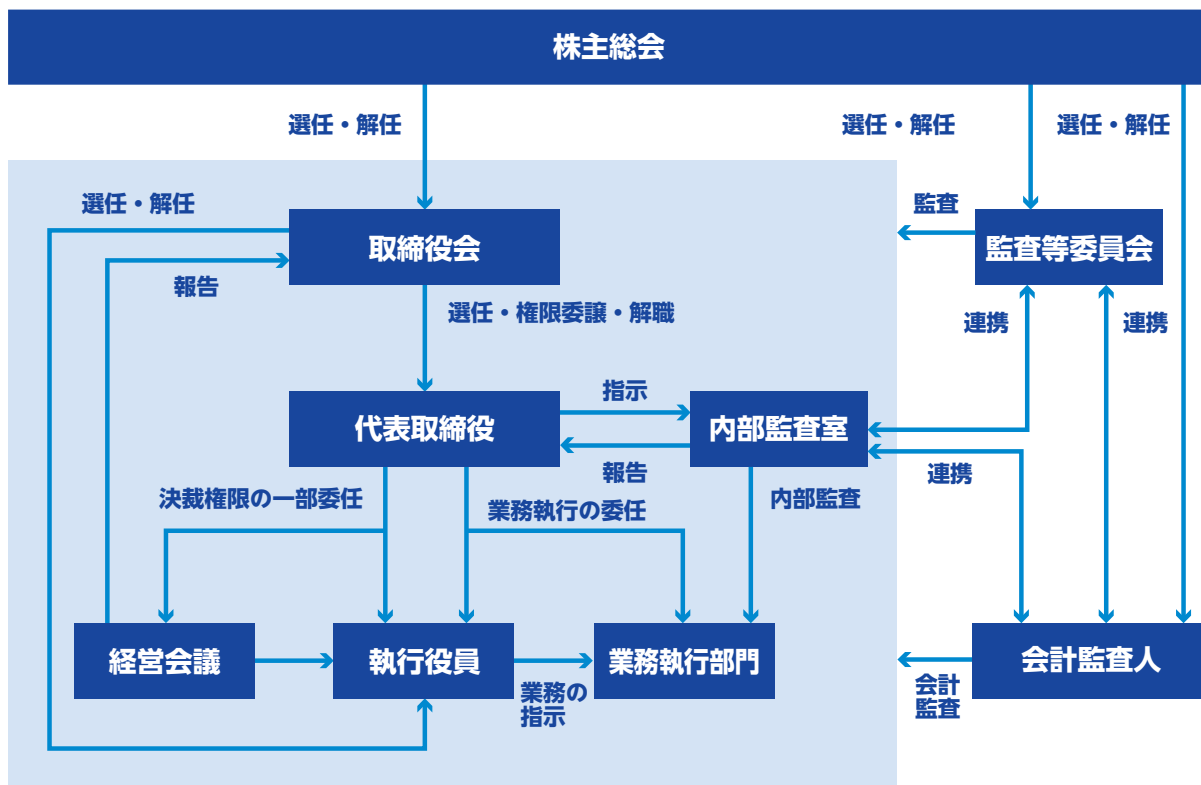
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。

【ご参考】

▶ コーポレート・ガバナンスの状況 (2026年3月31日現在)

〈 コーポレート・ガバナンス体制 〉



計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	6,866	流動負債	1,406
現金及び預金	2,474	買掛金	391
売掛金及び契約資産	2,159	未払金	765
有価証券	500	未払法人税等	196
貯蔵品	1,285	前受金	0
前渡金	2	預り金	17
前払費用	303	契約負債	33
その他	156	その他	1
貸倒引当金	△15	固定負債	0
固定資産	7,648	その他	0
有形固定資産	2,213	負債合計	1,406
建物	117	純資産の部	
機械及び装置	1,893	株主資本	12,840
工具、器具及び備品	176	資本金	630
建設仮勘定	26	資本剰余金	877
無形固定資産	4,313	資本準備金	780
ソフトウェア	3,461	その他資本剰余金	96
ソフトウェア仮勘定	849	利益剰余金	14,734
その他	1	利益準備金	5
投資その他の資産	1,121	その他利益剰余金	14,728
投資有価証券	462	繰越利益剰余金	14,728
長期前払費用	197	自己株式	△3,401
繰延税金資産	217	評価・換算差額等	267
敷金	244	その他有価証券評価差額金	267
その他	0	純資産合計	13,108
資産合計	14,515	負債及び純資産合計	14,515

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	13,517
売上原価	9,407
売上総利益	4,109
販売費及び一般管理費	2,318
営業利益	1,791
営業外収益	30
受取利息	6
受取配当金	8
固定資産受贈益	13
その他	2
営業外費用	0
自己株式取得費用	0
経常利益	1,821
特別損失	0
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	1,820
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	△44
当期純利益	1,293

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	630	780	88	5	14,095
当期変動額					
剰余金の配当					△659
当期純利益					1,293
自己株式の取得					
自己株式の処分			8		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	8	－	633
当期末残高	630	780	96	5	14,728

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△2,737	12,862	228	228	13,091
当期変動額					
剰余金の配当		△659			△659
当期純利益		1,293			1,293
自己株式の取得	△701	△701			△701
自己株式の処分	36	45			45
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			38	38	38
当期変動額合計	△664	△22	38	38	16
当期末残高	△3,401	12,840	267	267	13,108

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等：主として移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産：定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	3年～18年
機械及び装置	9年
工具、器具及び備品	3年～15年

無形固定資産：定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務については、約束した財又はサービスの支配が顧客に転じた時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 3,913百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	32,000	—	—	32,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (千株)	5,152	1,002	66	6,089

(注) 1. 自己株式の数の増加は、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付での増加1,000千株、譲渡制限付株式報酬対象者の退職に伴う無償取得による増加2千株であります。

2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少66千株であります。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度に行った剰余金の配当

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	335	12円50銭	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月7日 取締役会	普通株式	323	12円50銭	2025年9月30日	2025年12月2日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議 (予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	323	12円50銭	2026年3月31日	2026年6月24日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	19百万円
減損損失	117百万円
その他	186百万円
繰延税金資産合計	323百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△101百万円
その他	△5百万円
繰延税金負債合計	△106百万円

繰延税金資産の純額 217百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.1%
住民税均等割額等	0.2%
法人税額の特別控除	△1.4%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.0%

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、資金のうち、運転資金を除く余剰資金の運用に対してのみであることを社内規程にて制限しております。運用の原則として、流動性を確保し、かつ元本の安全性の高い方法を採用しており、主に預貯金または安定性のある金融商品に限定しております。

投資にあたっては、対象の流動性、信用性を勘案し、企業本来の目的を逸脱しない範囲に限定するとともに、信用取引、債券先物取引及び商品先物取引等を行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うことで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券については、銀行や証券会社を取り扱う安定性のある金融商品にて運用しております。

投資有価証券については、主に上場株式及び非上場株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については、投資先企業の財務状況の悪化などによる減損リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	957	957	—

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	5

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	457	—	—	457
譲渡性預金	—	500	—	500

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び譲渡性預金は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している譲渡性預金は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者	土方 次郎	被所有 直接 1.34%	代表取締役 社長執行役員	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分 (注)	13	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

自己株式の処分価額は、本処分に係る取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	売上高
インターネット接続サービス	
ISP	9,786
VNE	2,415
インターネット関連サービス	
manaba	560
その他	754
顧客との契約から生じる収益	13,517
その他の収益	-
外部顧客への売上高	13,517

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社はISP（インターネット・サービス・プロバイダ）事業として個人または法人向けにインターネット接続サービス及びインターネット関連サービスを提供しており、以下のとおり収益を認識しております。

・インターネット接続サービス

(ISP「ASAHIネット」)

主に光インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なおインターネット接続サービスのうち、当社が代理人に該当すると判断した一部の取引については、純額で収益を認識しております。また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価については、取引価格から減額し、契約期間に期間按分して収益を認識しております。

(VNE「v6コネクト」)

主にVNO事業者に対して提供している、NTT東西が提供するフレッツ光を使ったIPoE方式によるIPv6インターネット接続サービスについては、契約者へのインターネット接続サービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

・インターネット関連サービス

主に教育支援サービス「manaba」については、契約者へLMS（ラーニング・マネジメント・システム）等の教育支援のソリューションサービスを契約期間にわたって提供しているため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。当サービスの提供に係る対価は、収益を認識した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	(単位：百万円)
	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,097
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,145
契約資産（期首残高）	22
契約資産（期末残高）	13
契約負債（期首残高）	27
契約負債（期末残高）	33

一部のインターネット接続サービスの収益については、サービス提供開始当初の利用料が無料となることから、契約資産を認識しています。顧客にサービスが移転した時点で、契約資産に認識された金額が営業債権に振り替えられます。

契約負債は、教育支援サービス「manaba」にかかる契約者からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は16百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 505円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 49円65銭 |

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

株式会社朝日ネット
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 一則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日ネットの2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第36期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等によって整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社朝日ネット 監査等委員会

常勤監査等委員 本田 徹 ㊞

監査等委員 樋口一磨 ㊞

監査等委員 宮石知子 ㊞

(注) 監査等委員樋口一磨及び監査等委員宮石知子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

1. 2027年3月期 業績予想

2027年3月期の業績予想についてご説明いたします。

2027年3月期は、今後の株式会社朝日ネットの事業成長を見据え、ISP・VNE・manabaの3つの事業を軸に成長を描きつつ、既存事業の連続性と市場ニーズに対する必然性を意識して周辺領域へのチャレンジも進めていくことを基本方針としております。ISP「ASAHIネット」はFTTH接続サービスの契約数を増加させることで、ストックビジネスとしての売上増加を目指します。VNE「v6 コネクト」は毎年増加するトラフィックと通信品質への取り組み、教育支援サービス「manaba」は教育の質保証を実現するためのLMS機能開発に取り組みます。この方針のもと、ISP・VNE・manaba事業を中心に増収を計画しつつ、回線仕入や基幹システム更改による減価償却費の増加を見込んでおります。設備投資は例年規模のネットワークやサーバ領域の更新に2,500百万円を予定しております。

(単位：百万円)	26/3期	27/3期 (予想)	増減額	増減率
売上高	13,517	14,000	482	3.6%
営業利益	1,791	1,800	8	0.5%
経常利益	1,821	1,830	8	0.5%
当期純利益	1,293	1,300	6	0.5%
1株当たり当期純利益	49円65銭	50円17銭	—	—

2. 株主還元計画

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と経営体制の強化のために内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

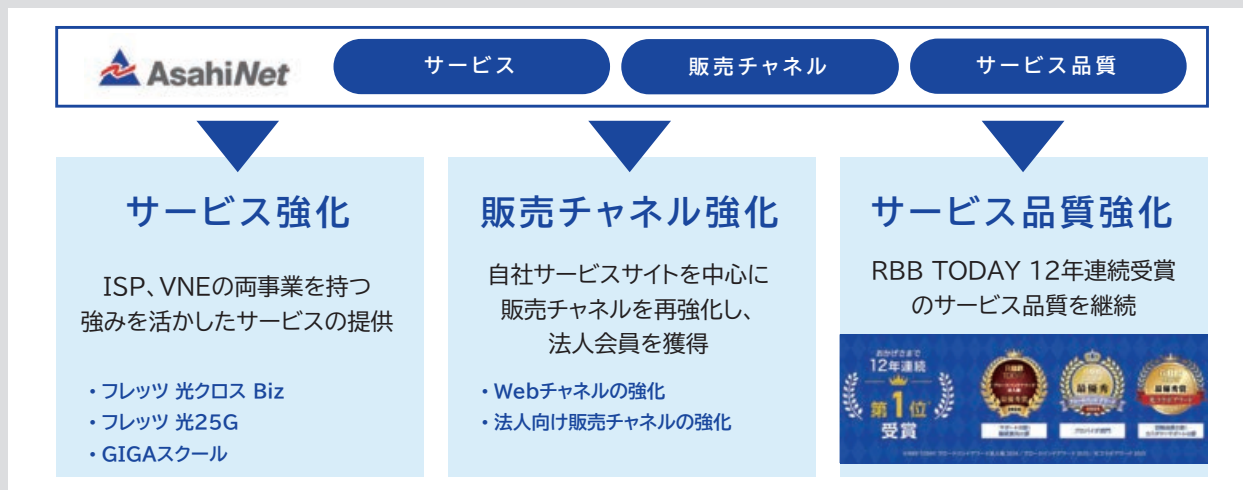
この利益還元の方針を踏まえ、2027年3月期の配当金は中間配当で12円50銭、期末配当で12円50銭、年間25円を計画しております。今後も状況を踏まえながら適切に判断をまいります。

(単位：百万円)	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期 (予想)
当期純利益	1,285	1,289	1,752	1,293	1,300
1株当たり配当金	22円50銭	23円00銭	24円50銭	25円00銭	25円00銭
配当性向	49.0%	49.5%	37.7%	50.4%	49.8%

3. 事業の計画

ISP「ASAHIネット」の計画

▶ インターネット接続契約数の増加を目指し、各種施策を強化する

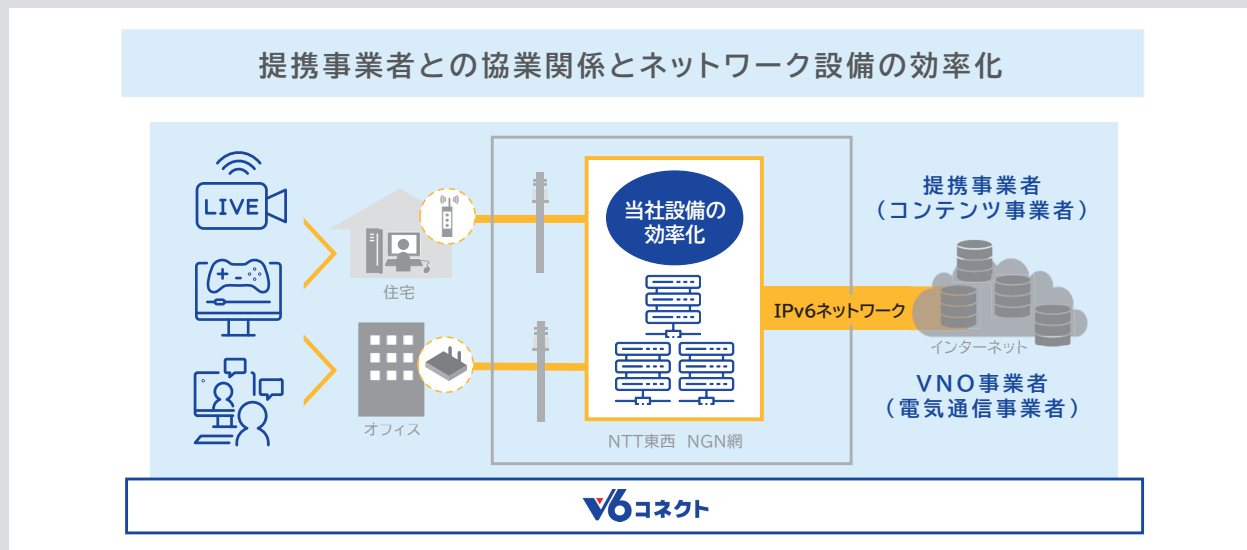


2027年3月期の施策についてサービス別にご説明いたします。

「ASAHIネット」の売上高は、FTTH接続サービスおよびモバイル接続サービスの契約数に比例して増加します。2027年3月期は、サービス、販売チャネル、サービス品質の強化を通じて顧客満足度を追求し、契約数の増加を進めることで、ストックビジネスとしての売上増加を目指します。サービス強化の一環として、2026年3月期は「フレッツ 光クロス Biz」「フレッツ 光25G」の提供を開始しました。2027年3月期も法人のお客様を中心に、当社の強みを生かした高ARPU商材の拡充を進め、事業拡大を図ります。販売チャネルの強化としては、引き続きWebチャネルの獲得強化を進めます。高単価かつ低解約率が特徴の光コラボレーションモデル「AsahiNet 光」の契約数増加を図るとともに、法人パートナーとの連携を強化することで契約数のさらなる増加を目指します。サービス品質の強化については、「RBB TODAY ブロードバンドアワード2025」の「プロバイダ部門」で12年連続最優秀を受賞するなど高い評価を得ています。これは、当社の強みである通信品質とサポート品質が多くの方の皆さまに高く評価された結果と認識しております。フレッツの通信速度は最大1Gbps・10Gbps・25Gbpsへと進化を遂げていますが、トラフィック増加が見込まれる将来に向けて、通信品質の維持と顧客満足度の向上に取り組んでまいります。また、2027年2月には一部FTTH接続サービスにおける料金体系を見直し、安定した通信サービスと付加価値のあるサービス提供に努めてまいります。

VNE 「v6 コネクト」 の計画

▶ 提携事業者との協業関係とネットワーク設備の効率化



「v6 コネクト」はNTT東西のNGN網と相互接続するIPv6ネットワークを用いたインターネット接続サービスをVNO事業者（電気通信事業者）へ卸提供するサービスです。

2027年3月期は提携事業者との協業関係を維持すること、および新たなVNO事業者（電気通信事業者）との提携を拡大させることに注力して取り組みます。「v6 コネクト」はVNO事業者が利用した通信量に応じて利用料が発生するサービスです。近年では、スポーツイベントのインターネット独占配信が増加しているほか、オンラインゲームのアップデートに伴うダウンロードコンテンツの利用も拡大しており、通信量は今後も増加し続けると予測されます。VNO事業者の事業展開においては、「v6 コネクト」を用いた通信品質の維持と事業構造におけるコストコントロールは大きな意味を持ちます。当社はNTT東西のNGN網と相互接続しているIPv6ネットワークの構成を一部見直すことにより、従来よりも費用の増加を抑えながら取り扱いトラフィック量を増やす取り組みを進めてまいりました。2027年3月期も、引き続き提携するVNO事業者の事業拡大や維持に向けて提供価格の最適化やネットワークの維持コストを効率化することで、提携事業者と当社がパートナーとして中期的な関係性を維持することに努めます。

教育支援サービス「manaba」の計画

▶ 文部科学省が求める「教育の質保証」を実現するための重点取り組み



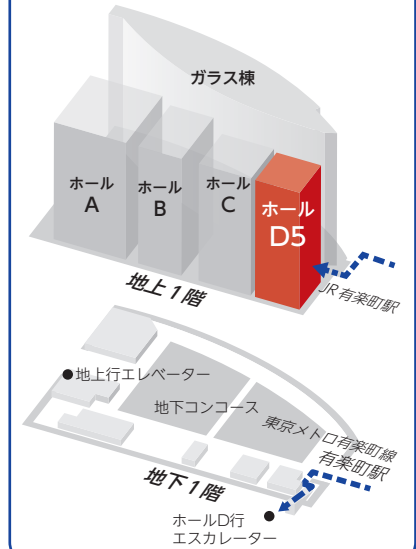
「manaba」は当社が開発、販売、サポートを行うクラウド型アプリケーションサービスです。教育の質保証や大学IR (Institutional Research) の実現に向けた機能開発を推進し、既存顧客の維持と新規受注の拡大による売上増加を目指しております。昨今の大学を取り巻く環境は、社会から求められる機能や役割が変化しており、文部科学省が推進する教育DX化や生成AI活用のあり方についての議論が活発化しています。一方、大学経営状況の変化に伴う費用対効果への要求が高まる中、LMS (ラーニング・マネジメント・システム) 市場では、「コスト重視層」と、「価値重視層」への二極化およびコモディティ化が加速しています。こうした市場の変化に対し、当社が提供するLMSやポートフォリオには、従来の機能競争とは異なる新たな価値が求められております。この課題に対応するため、「manaba」は対価が見込める層へのターゲットの絞り込みを行い、顧客成果 (アウトカム) に直接貢献するソリューションとしてのサービス像の確立を進めてまいります。また、中長期的な事業成長に向けて、学生の学習履歴やイベントログデータを活用した行動分析に関する共同研究を進めております。この知見を核とし、AI活用やコンサルティングを統合し、大学の経営課題解決に直結する学生支援ソリューションとして、2027年3月期末までのサービス開発を目指しています。これらの取り組みにより、当社サービスの提供価値向上と大学の持続可能な教育インフラの運用支援を両立させ、持続的な事業成長を実現してまいります。

株主総会 会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールD5



東京国際フォーラム 施設ガイド



交通手段のご案内

JR山手線 京浜東北線 **有楽町駅**

国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ 有楽町線 **有楽町駅**

D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

有楽町以外の最寄りの駅

JR東京駅 丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座線	銀座駅	徒歩6分
						京橋駅 徒歩7分
				千代田線	日比谷駅	徒歩7分
				丸ノ内線	銀座駅	徒歩5分
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	徒歩5分			



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。